

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第24回（定例会）

署名人 喜久里美也子

委員長 添石幸伸

開催日時 平成27年3月26日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後1時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（1は非公開）

- 1 報告6 教育長が臨時代理(管理職等人事異動追加内申)したことについて 【学校教育課】
- 2 報告1 平成26年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について 【総務課】
- 3 議案第56号 那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 4 報告4 那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について 【総務課】
- 5 議案第57号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 6 議案第58号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 7 報告2 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 8 報告3 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 9 報告5 なーふあぬわらび・わかむん計画策定について 【青少年育成課】
- 10 議案第59号 那覇市放課後子ども総合プラン及び那覇市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について 【こども政策課・青少年育成課】
- 11 協議 公立幼稚園のあり方検討(案)について 【こども政策課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、末吉正幸副参事、上原曜一主幹、比嘉学主査、田盛善宏主査、伊禮道子主査

【学校教育部】 田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 渡辺英二課長、大城義智副参事

(青少年育成課) 中田光信課長、冨名腰史之主幹、玉城たかし主査

【こどもみらい部】 浦崎修部長、本部栄治副部長

(こども政策課) 松元通彦副参事、諸見里律子副参事、又吉めぐみ主幹、池原哲之主査

会議録作成 (総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長　　これより平成26年度第24回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。それでは議事日程1番目の報告6につきましては、人事に関する案件となりますので非公開とすることが適当であると思われま。会議の非公開の可否について採決いたします。報告6については非公開としてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし
添石委員長　　それでは異議なしとのことですので、報告6については非公開とさせていただきます。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長　　それではここで非公開を解かせていただきます。続きまして、報告1「平成26年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の報告をお願いいたします。

伊良皆部長　　報告理由説明

山内課長　　資料説明

田盛主査　　資料説明

添石委員長　　それではご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。はい、饒波委員。

饒波委員　　10ページの5番「教育の情報化推進計画の策定」で、年度目標に「那覇市ICT教育推進委員会を設置する」とありますが、これはまだ設置はされていないということよろしいでしょうか。

田盛主査　　こちらは今現在、要綱を制定したという段階です。

饒波委員　　まだ設置はされていないということですね。

田盛主査　　はい。推進委員会の設置はまだですが、その下に置く作業部会、こちらのほうは開いております。

添石委員長　　よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員　　7ページの「那覇市宮奥武山体育施設活性化検討委員会」について質問をします。私たち素人から考えると、体育施設なので体育的なイベントのほうが中心なのかと思っていたんですが、年度目標の中で「定例的な中規模の文化的イベントは開催しているが、単発的な大規模の文化的イベントを開催していない」とあります。文化的イベントというのがどういうものなのか、私の中では想定できないのですが、事例として、他県でも行われているというものがありませんでしたら教えてください。

伊良皆部長　　ご質問の沖縄セルラースタジアム那覇でのイベント誘致に関して、この検討委員会というものが設けられています。この施設自体は、確かに野球場というスタイルがございしますが、その施設を活用して文化的なイベントも誘致していくという

部分がこの施設の設置目的の中にも触れられております。その意味で、通常であれば野球場でありますから、現にプロ野球の公式戦、あるいはキャンプ等々含めて開催されておりますけれども、それ以外に、地域振興の核としての施設の役割も兼ねておりますので、その意味で大型のイベント、音楽イベントが一番わかりやすいと思いますが、過去の事例としては、民間団体が主催をしていましたが、県の交付金事業を活用して韓国K-POPのコンサートを開催しております。このコンサートに関しましても当初、使い勝手などわかりづらい部分がありましたので、那覇市の体育協会が主催して、試験的にライブ、コンサート、ロックとかやりまして、準備から片付けまでの流れ、あるいは周辺環境に与える音響の問題とかそういった部分もデータを取りまして、その後で先ほど言いました韓国K-POPのコンサートが開催されたという状況がございます。その意味で、セルラー自体も野球ではある程度定着しておりますけれども、この文化的なイベントの部分、年間1、2本入れることによって、指定管理者自体も収入が上がってきますし、そのイベントを主催することによって関連する業界の活性化にも繋がるという部分がありますので、その意味で、活性化検討委員会につきましても指定管理者だけに任せるということではなくて、行政内部のほうでも情報共有できるのであれば積極的に情報提供して行って、イベント誘致に向けていこうということで行っております。事例としては先ほどのK-POPというものが今一番代表的な事例であります。

神村委員

ただ、天候に左右されるんですね、セルラースタジアムでやった場合。わかりました。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

私も同じ項目で、奥武山の件について。未達成の理由に、「イベント開催を確定させるまでの情報が得られなかった」ということが書かれていて、幹事会のメンバーを情報が早いということで課長に変えたり、課題を見つけて進んでいる半面、イベントの情報というのがやはり外部との活動になると思うのですが。例えばコンベンションビューローの方へ、那覇市にこういう施設がありますよというふうにして情報を得に行ったりとか、今までなかったとしてもこれから考えているなら教えていただけますか。

伊良皆部長

イベント誘致の情報提供に関してですが、経済観光部と市長部局でイベントを誘致すると思われる部門から委員になってもらっています。その中で、それぞれ毎年九州大会でありますとか全国大会とかいろいろなものがありますので、そういった情報を集めて、どれがこのセルラースタジアムで開催するにふさわしいイベントなのかというものも、この検討委員会でやろうと考えていますが、この検討委員会は部長クラスで構成しているものですから、そこまで情報が上がってこ

ないという部分がありました。おそらく主管課サイドではある程度もっているかもしれませんが、この分に関しては、特にセルラーで活用したほうがいいとか、その辺まで計画がいていなかったのか、あくまでも推測でしかわからないのですが、情報として出てきていない部分があった。そういうことであれば、直に日常的に業務を担当している所属長クラスでそういった幹事会を構成したほうがいろんな面で、大なり小なりの情報等が結構出てくるのではないかということで、この幹事会のメンバーを所属長に下ろしてきたという部分があります。そういう意味では、コンベンションビューローへこちらのほうから積極的に外に飛び出し行って営業をかけるということまでは想定はされておりません。

喜久里委員

21世紀ビジョンでも東アジアの中心都市として沖縄を捉えているということがはっきり書いてありますので、九州、全国大会を見てというのもいいと思うのですが、沖縄に来たい海外の方たちも、K-POPなんか出だしすごいなと思ったんですけれども、こちらが情報収集だけではなくて、那覇市にこういうものがありますよという情報発信を積極的に、予算の関係もあると思いますが、どこかで検討していただければ頼もしいなと思いました。これはわからないんですけれども、名護にも大きな施設が来るかもしれないというのをテレビで見たりしたので、ますます沖縄、那覇市の中心にセルラーを使っていたらなと希望しております。

伊良皆部長

このイベント関係ですけれども、セルラースタジアムのほうは先ほど神村委員からもありましたけれども、天候との関係で使うのにちょっと躊躇するという部分もあるかもしれませんが、セルラーパークのほうに関しましては、離島フェアがありますとか、結構イベントとして活用されている部分はあります。名護でも新しい施設が構想されていますけれども、こちら辺につきましては、特に経済観光部あたりと情報交換を密にしてやっていきたいなという部分がありますし、また指定管理者である那覇市体育協会は独自に民間のイベント業者とイベント誘致に向けての協定を結んでおりまして、誘致活動を展開しているところではあります。なかなか大きなものが決まっていないというのが実情ではあります。

喜久里委員

ともかく楽しみにさせていただいております。よろしく申し上げます。

添石委員長

はい、饒波委員。

饒波委員

以前ここで旗頭フェスタをやって、爆竹の破片とか小さな金具が落ちてしまって、原状回復が難しいので、ここではやらないということになったという事を聞いたことがあるんですけれども、文化的なイベントでは使いにくいのかなと、僕はその時に印象を持ったんですけれども、今のお話を聞くと積極的に使おうということなので、それは民間にやっていただくと、原状回復までちゃんとコストの中に入っているからという意味でしょうか。

伊良皆部長 当然、原状回復については公であろうが民であろうがしていただくことにはなりません。ただ状況の部分で、例えば土の部分、内野の部分を使う場合については、細かい金属片等々でそれを処理するのが大変だということであれば、事前にブルーシートを敷いてその上に集客をすとか、そういうふうな活用方法もありますので、これはいろいろイベントの際に、指定管理者の担当と興行主とのほうで調整していけば、その辺は解消されると思います。ただおっしゃるように、旗頭フェスタのようにブルーシートを敷いてやると危険という場合もありますので、そういった場合の対応として、どういふかたちが考えられるかは指定管理者と調整の中で、工夫できるのではないかとはい思います。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 いまは未達成のことで報告を受けましたのでそれに関する質問ですよ。

添石委員長 いえ、全てに対してです。

神村委員 それでは「小中一貫教育の推進」ですけれども、目標達成ということで、着々と進んでいて、審議をしてきたものですから安堵していますが、今後の予算のことで一括交付金の活用を検討しているということができていて、内閣府の承諾が得られるよう努めていくということになっていますね。もし承諾が得られなかった場合ということも想定されていらっしゃるのか。それから、一括交付金の活用で主なものとしては臨時の入用ということでしょうか。このふたつについて教えてください。

田端部長 本市の特徴的な人材育成に係る部分でありますので、一括交付金を活用していくということでいま進めております。見通し的には明るいのではないかとはい感触はありますけれども、最終決定には至っておりません。もし承認が得られなかった場合に関して、その時にしか考えられないことでもありますけれども、しっかり確保して進めていきたいというふうに、いまは考えております。それから主な予算は、乗り入れ授業とか小中一貫教育を進めていくための臨時教諭、非常勤教諭、その辺のものが大きなものとなっております。

神村委員 この小中一貫教育を推進していくためにはどうしても教師が多忙になっていくということが考えられる。その教師の多忙さを補う臨時の職員を雇うというのが委員会のほうでもきちんと示されておりましたので、その辺の確保がやっぱり必要だと思いますし、文科省のほうでも小中一貫を打ち出してきていますので、その辺りは是非頑張って、承諾が得られるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

添石委員長 ほかよろしいですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 15ページの課長マネジメントの12番「学習障がい児等特別支援を要する児童生徒の教育及び支援の充実」、年度目標達成になっているんですが、備考の課題

のほうにも書いてくださってはいますけれども、特別支援と言いましても、昔は知的な遅れがあるとか身体とか、割とはっきり分かれていたのが、発達障がいとかADHDとか、いろいろ細かいものになって、現場の先生と保護者の間で子どもの捉え方に差があるということが多々耳にするんですが、今年度は目標達成ということでももちろん頑張っていたということなんですが、是非それで満足せず、いろいろな生徒がいることを教師、担当の先生や校長先生に捉えていただく研修などについても、どうしてそんな動きをするのか、どうしてそう騒ぐのかというのは、やはり知らないと違う育て方になると思いますので、またさらに課題を踏まえて次の年度はパワーアップしていただきたいなと思います。頑張ってくださいているのは感謝申し上げます。

田端部長

年度目標にある、「人的支援の充実と全校体制で取り組むシステム構築を支援する」とありますので、ヘルパーについては年々要望が多くなります。少しずつしか増やせないんですが、ヘルパーの研修は次年度、1回多めにやる予定であります。就学判定に応募する子どもたちの数も年々上がってきており、減少することなく増加の一途をたどっており、ニーズが高いということもありますので、しっかりやっていきたいと考えております。

喜久里委員

よろしくをお願いします。

添石委員長

よろしいですか。それではほかにご意見、ご質問ないようですので、報告1につきましてはこれで終了いたします。続きまして、議案第56号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について」を議題とします。説明をよろしくをお願いします。

伊良皆部長

提案理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらよろしくをお願いします。よろしいでしょうか、それではご意見、ご質問等ございませんので、議案第56号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第56号は原案のとおり議決いたしました。続きまして報告4「那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長

報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長

平成10年度以前に採用された人も、いずれは期限が来るということですよ。

山内課長 はい。

渡慶次教育長 同一課・同一職、同一職というものの定義というのはいくつか説明されているものがありますか。例えば、庶務をやっていて同じ課で席を変えて、調査に携わるとか、そういったものは同一職とは見ないとか。

末吉副参事 職については、非常勤就労要綱別表1で定めておまして、それぞれの職種すべて決まっております。その職名で非常勤職採用しますので、それ以外の職に採用されると別の職ということになります。ですから同じ課で違う非常勤、2種類の非常勤があった場合は、同じ課でも違う職のほうにつけることになります。

渡慶次教育長 少し曖昧に扱われている場合というのが、もしあったとした時に、この非常勤をもう少しばらけてほしいといった時に、そういうような操作がされないのかなと心配なところがあるんですけども。

末吉副参事 今回の改正は、職が違えば基本的に採用しますよという改正ですので、その所属の判断において、その人材が有能であって、なお且つ新しい職に適した能力を備えているということであれば、それはその職に採用することは構わないと考えております。

渡慶次教育長 要するに、所属長の判断というふうに考えているんですね。

山内課長 これまでは、継続任用が3年とか5年とか決められていましたけれども、これはある意味、採用する人間の機会均等といいますか、そういう意味でやってきたんですけれども、今般、この採用するのに非常に苦勞しているというところがございまして、特に幼稚園教諭とか図書館司書とか臨床心理士とか専門職の採用に苦勞しているところがございまして、全庁的にその傾向があるということで、今回のこの任用期間の撤廃、延長ということができております。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 この非常勤職員要綱、人材確保のための全庁的な取り組みの一つと考えてよろしいでしょうか。それとも教育委員会独自のものですか。

末吉副参事 今回の改正につきましては、全庁的なものでございます。市全体のもので臨時非常勤職員の組合がございまして、そちらのほうからの提案があったと。なお且つ執行部側としても人材の流出等を避ける意味から望んでいたということで、両方の意見が合致して今回の改正になっているということで、市全体で同じ改正をしております。

饒波委員 もうひとつ、今回時間がなくて法律の名前を調べてこなかったんですけども、派遣に対する法律で、3年以上派遣が続けば正職員にしなくてはいけないという縛りがあったような気がするんですけども、これ見ると所属長が認めると、5年までOKということなんですけれども、その法律との整合性というのはどうなんでしょうか。

末吉副参事 地方公務員法の適用を受けているものですから、派遣法の適用は基本的に受けないということです。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 聞きにくいんですが、専門職の方がなかなかっていうことでしたけれども、結局それだけ必要である現実はあるわけですよね、現状は。その時に、もちろんこの人たちは那覇市役所の試験に合格をしていないので、非常勤のままにいると思うんですね。那覇市役所の試験、これだけの専門職の需要があるときに、その需要に関する専門分野の募集というのはあるんですか。

末吉副参事 非常勤職につきましては、特定の分野で専門的な知識を有する方、なお且つ常勤フルタイムで働かなくてもいいような職に限って基本的に採用しているということになっております。

添石委員長 ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 教えていただきたいのですが、この年休のところを読んでみてもよくわからなかったんですけども、3ページの上のほう、変更した部分ではないのですが、「10労働日に1会計年度を越える会計年度数1につき次の表に定める労働日を加算した年休を付与する」とありますが、そのところを教えてください。

比嘉主査 労働基準法で、勤務年数が増えると年休も加算するという規定がございまして、それに準じてこちらも勤務年数が長くなると年休を加算するというふうに定めております。

饒波委員 10労働日は最初与えられるけれども、それに加算されていくということによろしいですか。

比嘉主査 年度が1年増えるごとに、加算されていきます。

饒波委員 最低10日ということですね。

比嘉主査 はい。6カ月以上になると、10日付与しなければならないというのがあります。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 ほか、よろしいでしょうか。それでは報告4「那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について」はこれで終了いたします。続きましての日程5から7までの議案第57号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、議案第58号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、報告2「那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、組織改正に伴う規則の改正となりますので一括して議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

伊良皆部長 提案・報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問がありましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

議案第57号の提案理由、ページを開きまして1ページを見ますと、まず目次が新しく加わって、18条が17条第1項に変わったりとか、この提案理由でなぜこれが出てきたのかなと思ってちょっとわからなかったんですけども、この資料の後ろを見ると法律が改正になって、その法律の改正に伴って18条から17条第1項になったということですよね。それも提案理由に入れて、法律改正に伴う字句を整備する必要があるのではという文言が提案理由として入っていないとどうかと思ったんですけども。

添石委員長

いかがでしょうか。

山内課長

そうではございますが、大きな理由は組織改正だったものですから、そのように記載させていただきました。

添石委員長

よろしいでしょうか。ほかいかがですか。はい、神村委員。

神村委員

5ページでも説明がありますが、人事その他学校の管理運営に関する事務に従事するのが管理主事と。指導主事とどの辺りが違うのかが、もう少し詳しく、人事に係わっている指導主事だけを管理主事と呼ぶのかどうか。

山内課長

教職員グループにいる教員については、一般的に私共も指導主事と呼んでおりますが、職名は指導主事ではないんです。主査でございます。指導主事と呼ばれているのは、指導グループにいる教員の方、実際学校に行って授業の指導をやるということでございますが、主査につきましては、行政内の人事異動とか学校でのトラブルがあった時、管理的な仕事をしているものですから、指導主事の仕事とかなり違うと、確かに一部指導主事の仕事をしているところはあるんですけども、メインの仕事が違うものですから、主査という職名でやっていたんですが、これは主査であっても一般の事務の主査の職務と少し違うんじゃないかということで、学校現場に携わる管理運営の指導も入ってくるから管理主事ということにしたほうがいいのではないかということで、これに変えたということでございます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員

行政の主査という言葉と今回新しく管理主事という言葉、職員としては一緒で、わかりやすく言うと名前が変わったということですか。

山内課長

はい。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

教えていただきたいのですが、青少年育成課は生涯学習部に移るということですか。

が、6ページの学校教育部に関する事項の18に青少年の健全育成に係る支援に関することを入れるというのは、その一部を学校教育部に残すことによって、なにか円滑化が望まれるということでしょうか。

山内課長

いま現在、学校教育部でございますので、学校の先生方との調整とかそういう場合には学校教育課に仲介してもらって、いろいろ調整していただくとか、学校教育課の指導主事の指導を受けたりとか、また部長の指導を受けたりとか、いろいろやっているんですけども、教育委員会の内部でひとつではあるんですけども、生涯学習部、部が違いますので、そういう連携を密にするためにあえて入れております。今後も学校との調整とか学校教育部の協力を得ながらやっていかないといけないものですから、あえて入れたということでございます。

喜久里委員

わかりました。移るのにまたこういう一文が入るんだなど、多分密にするためのなにかだと思ったんですけども、よくわかりました。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

いまのと係わるんですけども、これまであった青少年育成課が向こうに移ってその業務内容もそこに移る。青少年って言った場合に学校だけじゃないですよ、そういう大きな意味では生涯学習課でいいと思いますけれども、学校のいろいろな問題がありますよね、そういうのを生涯学習課の中に、先ほど学校との連携ということをおっしゃっていましたが、いまのこの青少年育成課のものがそこに全ての業務が移ると考えてよろしいですか、内容的には。

山内課長

現在、青少年育成課が持っている業務はすべて移るということです。

田端部長

具体的なものとして成人式、学校会場とする使用の支援、旗頭フェスタについての支援、これは生涯学習部にその事業が移るんですけども、学校との関係性がかなり大きなものがありますので、それは学校教育課のほうで支援するという具体的なところがあります。もうひとつ、放課後子ども総合プランというものもありますので、これも学校施設の複合的な使用、子育て支援というかなり大きな仕事がありますので、この3つに関しては、学校長、学校職員、児童生徒係わってきますので、学校教育課のほうでも支援を続けていきたいということで入れてございます。

神村委員

例えば問題行動とか、学校事故とかそういうものに関しては、そのまま学校教育課のほうで対応なんですか。

田端部長

生涯学習課青少年育成室のほうでやっていく事業、いま青少年育成課がやっている事業に関しては、学校教育の範疇を超えているものも多いですので、基本それは向こうに、そうでなく先ほど申し上げましたとおり、成人式での学校施設の利用、それから旗頭フェスタ、放課後子ども総合プランについては学校がかなり係わってくる部分がありますので、その部分での支援を行うということでありま

すので、委員がおっしゃられた青少年健全育成活動における課題とか事故とかそういうものについては、育成室のほうの業務になると考えております。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。それではほかにご質問等ないようですので、報告2「那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」はこれで終了いたします。続きまして、各議案の議決に移ります。まず議案第57号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第57号は原案のとおり議決いたしました。続きまして、議案第58号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第58号は原案のとおり議決いたしました。それでは引き続き日程8の報告3「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長

報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

確認したいんですけれども、いま、お話しがあって聞き洩らしたかもしれないんですけれども、決裁について、この補助執行に対する決裁は改正前は教育長がやっていたものを、改正後は市民文化部を担当する副市長ということになるんですか。

山内課長

そういうことです。決裁につきましては、この決裁の重要性とか予算の執行に関しては金額とかによって、決裁権者が違っております。金額とか、軽易なものについては課長決裁、だんだん部長というふうにならなくなっていきいんですけれども、教育長という決裁の場合はもう、教育長決裁がなくなりまして、副市長が決裁するということになります。

饒波委員

わかりました。この資料、今回の文科省回答がありまして、僕は今回の改正のイメージとしては教育長がかなり大きな権限を持つということでイメージしていたんですけれども、この補助執行に関しては権限がなくなって、文科省の回答では教育次長、教育委員長でなくて教育次長、我々那覇市にはそれに相当するのはどの役職かわからないんですけれども、教育次長がいままで教育長がやっていたものを補助執行できると、それで補助執行の項目を見るとかなり大きな権限があるような感じがするんですけれども、例えば議案を作成することとか、そういうこ

とも事務次長ができるということになるんですけれども、この事務次長という文科省がいつているのは我々那覇市の教育委員会ではどの役職に相当するんですか。

山内課長
饒波委員

那覇市の教育委員会では教育長の次の職は部長ということになります。
わかりました。その部長が補助執行したものを教育長を経ないで副市長がそれを
決裁するという流れになりますか。

山内課長
添石委員長
喜久里委員

はい。重要なものについてはそうなります。

はい、喜久里委員。

部長はお二人いらっしゃいますが、どちらがというのは決まっているんでしょうか。

山内課長
喜久里委員

部の所管事務によります。

いままで、予算とかの意見書、手交式などは市長に私たちはお伝えに行ったんですけれども、これからは市民文化部を担当する副市長へこういった手交式もなさ
るということですか。

山内課長

教育委員会に関する議案とか、予算関係とかの市長への意見の申出ですけれども、
これについては従来どおり教育委員長から市長に対して手交して行うということ
になります。

喜久里委員
添石委員長

わかりました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか、それではほかにご意見、ご質問な
いようですので、報告3「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一
部を改正する規則制定について」はこれで終了いたします。続きまして、報告5
「な一ふあぬわらび・わかむん計画策定について」の説明をお願いします。

田端部長
中田課長
添石委員長
神村委員

報告理由説明

資料説明

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、神村委員。

膨大な資料で、そして子どもたちに係わること、そして若者とありますけれども、
その皆さんに係わるのが、まとめられたと考えたらよろしいですか。つまり、
先ほどおっしゃった、どこに行けばいいかというのがわかりやすくなった、この
ひとつで全部まとめることができた。そしていろいろな意味で、市民がいろん
な問題を持っている子ども、若者に係わることにしては、これを見れば対応が
できるっていう、バイブルみたいな感じで捉えてよろしいんでしょうか。

中田課長

いま委員の話があったように、ガイドブックのほうは、どこで何を誰がどのよう
にしてやっているかというのがわかるようにしております。本文のほうでは、基
本的視点という、いままで青少年関係の事業をやるときに、子ども・若者の視点
でやっていたかという、そうではない部分もあったと思います。そういうところ
では、視点をこういう視点でやってほしいとか、そういう基本的方向性、いま